

- 研究開発の推進体制（研究推進法人や研究開発のガバナンスを含む）・実施方法・評価の視点、知的財産や利益相反の考え方等、実際のプログラムの運用に必要な事項について定める文書
- 先例としてムーンショット型研究推進制度の運用・評価指針を参考に構成

運用・評価指針の構成

- 1 プログラムの特徴
- 2 定義（※新規：各用語の定義）
- 3 研究開発ビジョンの決定
- 4 研究開発の推進体制
- 5 研究開発の実施方法
- 6 研究開発の評価等
- 7 研究開発の対象経費
- 8 知的財産権等の取扱い
- 9 利益相反の取扱い

参考：ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針

- 1 制度の特徴
- 2 ムーンショット目標の決定及び構想の策定
- 3 研究開発の推進体制
- 4 研究開発の実施方法
- 5 研究開発の評価等
- 6 プロジェクトの対象経費
- 7 知的財産権等の取扱い
- 8 利益相反の取扱い

■ 研究開発の推進体制

- 内閣府、文部科学省及び経済産業省が**研究開発構想を策定**し研究推進法人（FA）に提示
- FAは研究開発構想（プロジェクト型）を推進するための者として**プログラム・ディレクター（PD）**を、研究開発構想（個別研究型）を推進するための者として**プログラム・オフィサー（PO）を任命**
- FAはPD・POと協議の上**研究開発課題を公募・採択**
- 内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、潜在的な社会実装の担い手と想定される関係府省・機関や民間部門等との間で、研究開発に有用な情報の交換や研究開発を効果的に推進するための**意見交換会（協議会）を開催**

■ 研究開発の実施方法について

- **公募**：FAが公募・採択・運用・統括・評価を実施。主たる研究分担者は日本の居住者（外為法上の特定類型該当者を除く）・所属機関は日本の法人格を有している機関を想定。
- **実施期間**：原則5年以内、最大10年間の支援を可能
- **評価**：原則、研究開発の開始から3年目及び終了年に外部評価。研究開発ビジョン・研究開発構想実現に向けた達成目標や内容の妥当性を評価の視点とする。外部評価の結果は原則公開。

■ 知的財産権・利益相反等の取扱い

- 知的財産権は**産業技術力強化法第17条を適用**。委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属させることを基本
- 知的財産権の移転、専用実施権の設定・移転には、全て**FAの事前の承認**必要
- PD・POは研究開発課題の**研究者として参画不可**